明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令の一部を改正する省令（文部科学一七）　一
〔告　示〕
○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務一）　三
○標準住宅宿泊仲介業約款（国土交通六一七）　四
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）　七
第八十一回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　九
第五十回社会保険労務士試験の実施について（同）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建築士懲戒処分関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表、中日本高速道路株式会社工事一部完了、地方職員共済組合定款の一部変更、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任、企業年金基金解散・清算人就任関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

省令

○文部科学省令第十七号

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）第三条第二項の規定に基づき、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

文部科学大臣　林　芳正

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令の一部を改正する省令

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令（平成十五年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。